平成２２年（フ）第５０１号
相模原市南区東林間１丁目25番２号　相模原荘404
債務者　荒木　　正
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５４５号
静岡県磐田市前野2797番地５
債務者　チャト　ロドロフ　ダヌイ
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
静岡県袋井市浅岡385番地　ピュアアネックス202号室、前住所静岡県袋井市川井1021番地の６　メゾンファミリユ102号室
債務者　増田愛香こと　高橋　愛香
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
釧路市昭和町１丁目２番１号　グランシャリオ101号
債務者　早坂　晃子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２４６号
釧路市春採４丁目18番233号
債務者　三栖　　晃
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１７号
千葉県船橋市田喜野井７丁目19番６号　ファミール田喜野井201号、申立時の住所横浜市旭区西川島町120番地30
債務者　櫻井さやか（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２９号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ６号棟107号室
債務者　森本　公三
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０６号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ８棟104号
債務者　石川　　怜
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４号
愛知県豊川市三蔵子町大道52番地の１
債務者　植松美奈子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５５７６号
東京都世田谷区桜２丁目15―８―116
債務者　楠瀬　早紀（旧姓河畑）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６００号
東京都江戸川区上篠崎４丁目16―10
債務者　榊　とよ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７１１号
東京都品川区中延１丁目６―13　廣瀬方202
債務者　山崎　静枝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７１６号
東京都板橋区西台３丁目15―８―111
債務者　國吉　啓人
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７１７号
東京都杉並区下高井戸２丁目18―16―205
債務者　坂牧　義弘
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７１９号
東京都大田区下丸子１丁目１―17―103
債務者　猪口しのぶ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部